

地域教育計画論研究（その2）

藤岡貞彦 荒井容子 尾崎正峰

Essays on Regional Planning of Education (part 2)

— Two Case Studies of KAWASAKI city and KASIWA city —

Sadahiko FUJIOKA, Yoko ARAI, Masataka OZAKI

These essays are treating the same issues as those of the essays of same title in this bulletin last number. In these essays, we analyze two regional plannings of Kawasaki city and Kasiwa city. About Kawasaki city's planning we try to analyze the ways and the results of it to make citizens decision-makers of their city's planning of education. And also we question if the community educational movements in Kawasaki city will be able to make that. About Kasiwa city's planning, we try to analyze it from two points of view: how does it make the co-operation of school and community, and who decides contents of educational reform.

目次

1. 地域教育計画論研究（1985～1989年）の総括にあたって（その2）
2. 川崎市における地域教育計画と地域教育運動
—自治体教育計画の構想化における住民の計画主体形成への課題—
3. 柏市教育計画にみる「教育の再生」の展望と課題

1. 地域教育計画論研究（1985～1989年）の総括にあたって（その2）

藤岡貞彦

本『紀要』第10号に掲載された「地域教育計画論研究」（その1）にひきつづいて、第11号に、続稿として（その2）を発表する。

今回は、川崎調査の補充部分（荒井容子担当）と柏調査（尾崎正峰担当）の2論文を収録する。本研究は全3回の連載をもって完了し、（その3）には柏調査の補充部分と教育計画の理論を収録し、次号で完結する予定である。

調査の進行につれて2つの地域における教育計画の焦点が、〈学校改造計画〉から〈生涯学習計画〉へ漸次移行しつつあることが明瞭に看取される。我々の調査研究

の後半時に胚胎しつつあった教育計画の焦点の移行は、1990年代に入って、今や、教育行政の全面にわたって現実のものとなりつつある、とあってよい。

焦点の移行は、川崎市と柏市の双方において次の様なかたちをとっている。

〔A〕川崎市の場合

『いきいきとした川崎の教育をめざして』

（1986年11月）から

『川崎市生涯学習基本構想』（1991年1月）へ

〔B〕柏市の場合

『柏市教育計画』（1987年3月）から

『柏市生涯学習推進構想』（1991年3月）へ

この経緯のあらましについては、荒井・尾崎両論文が説明しているのだから、参照されたい。地域教育計画策定において先駆的であった川崎・柏の両市が、90年代にあいともに、地域生涯学習計画づくりに着手し、市民の前に構想案を提示するにいたった経過は、注目に値する動向であろう。

かの臨教審答申が教育改革の中心に生涯学習のシステム化を据え、文部行政レベルで生涯学習の体系化が急速にはかられはじめたことと右の経緯は無関係である筈がない。

臨教審型生涯学習推進の法的根拠づけがおこなわれたのは、いうまでもなく、1990年7月に公布された「生涯

学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(以下「生涯学習振興法」と略称する)においてである。同法のカナメは、第5条以下に列記された〈地域生涯学習振興基本構想〉にある。

「都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習(体育に係るものを含む)及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができる」

上に全文をかかげた同法第5条の法意は

- (1) 都道府県が主体となって
- (2) 生涯学習の多様な機会を
- (3) 民間事業者の能力を活用しつつ
- (4) 基本的な構想にまとめ
- (5) 国の承認をうける

という趣旨と解される。一言もっていえば、「生涯学習振興法」は、都道府県に〈生涯学習振興基本構想〉策定を義務づけたのである。

生涯学習の計画化が単に在来の社会教育の狭い枠内にとどまることなく、幼児から高齢者にいたるまで、学校教育から学校外教育・社会教育をももうらした総合教育計画の形をとるであろうことは容易に察せられる。国主導の地域生涯学習計画が、一国の文教政策の中軸をなす時代が来たのである。

ここで注目しなければならないのは、社会教育法がいくたびかの改定をへてなお、いわゆる市町村主義をとっていることである。

教育基本法制の一環である社会教育法は、戦前中央集権下の国民教化行政への反省から、法の理念としても行政のシステムとしても、市町村主義をつらぬいてきた。社会教育法においては、国・都道府県の位置と役割はあくまで後景にしりぞいている。

これに対して、「生涯学習振興法」の法理は、社会教育法の理念を完全に倒置している。ここでは、国と都道府県が主役であり、「民間事業者」の力の活用がカナメである。そのうえでの、生涯学習振興構想づくりなのである。

おそらく、学校教育と学校教育行政から市町村主義が1950年代半ば以降に一掃されていったように、生涯学習の中央集権化を推進することが政府の意図であろう。

では、川崎、柏両市の地域生涯学習計画は、国レベルでの政策動向といかなる関係にたつのであろう。

両市の生涯学習計画づくりは、「生涯学習振興法」公布のはるか以前からすすめられていた。川崎においては、80年代半ばからKIT(Kawasaki Institute of Technology)構想を中心とする「キャンパス都市・川崎」プランが企業主導で設計されていたが、市民討議の中で決定的な拒絶にあい、89年段階で、あらためて市民参加をモットーとする生涯学習プランがねりなおされ、「基本構想」が市民討議にかけられるという複雑なみちをたどっている(藤岡稿「情報ハイテク都市・川崎における教育計画」、『首都圏機能と地域』科学研究費報告、1991年3月を参照されたい)。柏市においても、『柏市教育計画』をひきつぎ発展させる形で「基本構想」がたてられようとしている(古屋武雄柏市教育長「柏市教育計画推進上の諸問題」、1989年度日本教育行政学会シンポジウム)。

二つの市の生涯学習プランは、あきらかに「生涯学習振興法」の描く構図とは位相と発想を異にしている。市町村主体の立場にたち、市民参加をモットーとし、地域固有の価値と伝統のうえに自治体固有の地域生涯学習計画づくりがめざされているのである。

ここにみるように、1990年代の教育計画論の争点は、今後、〈地域生涯学習計画〉のあり方に収れんしていくであろう。そして、1980年代に入ってから学校改造を核とする地域教育計画の流れと、自治体生涯学習計画の模索の総合が、これからの教育計画論の最大の課題になっていくであろう。

教育計画の理論においても同様のことがいえる。

若い世代に属する児美川孝一郎が、教育制度・計画論の立脚点を求めて「教育計画論の技術論的構成を不可避な現実的前提として承認したうえで、その問題性への転質(=道具主義化)を不断に自己制御化していく回路を組み込んだ計画論の構想」(『東京大学教育学部紀要』第30巻、28ページ)を〈一つの筋道〉として提出していることは、我々に希望を抱かせる。「不断に自己制御化していく回路」とはあまりに美しくあまりに内容空疎な観念的表現ではあるが、児美川の求めてやまぬ「回路」の可能性を現代日本の生きた現実のなかにどのような小さな芽であってもみいだすことが、我々、教育計画研究グループに課せられた使命であろう。続稿(その3)は、教育計画の理論にあてられる予定である。